

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人 化学技術戦略推進機構（以下「本機構」という。）寄附行為
第21条の規程に基づき、常勤の役員の報酬の支給について定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本機構が役員に対し、役員の職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 会長は、理事会の同意を得て、役員に報酬を支給する。

(決定基準)

第4条 役員の報酬は、年額報酬とし、理事会が同意した報酬総額の限度内で、経営内容、世間水準、職員給与等とのバランス及び責任の度合等を考慮して、会長が定める。ただし、専務理事、常務理事及び理事の報酬は、会長の委任を受けて、理事長が定めることができる。

(報酬の表示)

第5条 役員の報酬は、役員報酬一本で表示する。

2 使用人兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して表示することができる。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員の報酬は、年額報酬を毎月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(報酬の改訂)

第7条 役員報酬の改訂は、原則として役員改選時に検討する。

(通勤手当の取扱)

第8条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

役員報酬規程細則

(目的)

第1条 この細則は、役員報酬規程(以下「規程」という。)に基づき、役員の報酬額の算定について定める。

(限度)

第2条 役員各人の報酬は、規程第4条及び第7条に基づき、経営内容、世間水準、物価水準、職員給与等とのバランス及び責任の度合い等を考慮して算定する。ただし、原則として次の限度内とする。

役職	報酬限度
理事長	年額 1,900万円
専務理事	年額 1,800万円
常務理事	年額 1,600万円
理事	年額 1,300万円

(賞与不支給)

第3条 役員には、賞与を支給しない。

(支払)

第4条 役員各人の報酬は、規程第6条に基づき、第2条の年額報酬を12等分した額を毎月支払うものとする。

(改定)

第5条 この細則の全部又は一部を改定する場合は、常勤の役員による会議の承認を得るものとする。

(補則)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成15年1月1日から施行する。

制定 平成14年9月1日

改正 平成15年1月1日

常勤役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 本規程は、本財団常勤役員の退任に当たり、在任中の労苦に応え、功績に報いるため、退職慰労金を支給する場合の基準を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 本財団の常勤役員「(本財団の事務所等に在勤することを常態とする理事で、他法人の役職として当該法人から、給与を受け、その命により、本財団に出向している者を除く。)」が当該常勤役員等の職を退任した場合について、その在任中の労苦、功績に報い、本財団への貢献に謝するため、退職慰労金を支給することとする。

2. 前項の規定は、在任中に不行跡等の事由により、寄附行為第20条の規程により、理事会及び評議員会の議決により、任期途中で解任された場合は除くものとする。

(支給の決定)

第3条 前条の規定による支給を行う場合、当該常勤役員が退任となることが確定する理事会において、その旨を諮り、承認を得て、具体的支給内容については、本規程により理事長が定めることとする。

(算定方法)

第4条 退職慰労金は、以下の計算式により算出した金額を支給するものとする。

$$(\text{退職時の役員給与の月額}) \times (\text{在任年数}) \times 2$$

* 在任年数に1年未満の端数があるときは、6月以上は1年に切上げ、6月未満は0.5年として計算することとする。

但し、在任中の特段の功績が著しい場合にこれに報いるため、上限30%の範囲以内において、これを増額することができるものとする。

(特別加算)

第5条 在任中に業務に起因する事由により、心身に障害を蒙る等により死亡する等で退任することとなった常勤役員に対しては、第4条で算出した金額の50%の範囲内において、特別加算を行うことができることとする。

(在任年数算入の上限)

第6条 支給額の算定基準における在任期間については、10年を限度として算入するものとする。

(支給期日)

第7条 退職慰労金は、その支給の承認された理事会後速やかに、原則として、1月以内に支給することを原則とする。

(支給の繰り延べ)

第8条 本財団の経理状況等の事由により、前条によりその全額を支給し得ない場合にあって

ては、予め当該支給対象者に事由を明示して告知し、出来る限り当該年度内にその残額を支給するものとする。

(返納請求等)

第9条 退職慰労金の支給の後に、当該前常勤役員が本財団に損害を与えた等の事実が見出された場合にあつては、理事会及び評議員会の議決により既支給額の一部または、全額について、返納を求めることとする。

(経過措置)

第10条 本規程の発効以前に既に本財団の常勤役員であった者については、本規程の趣旨に沿って、支給額を算出することとする。

但し、本財団の「財団法人 高分子素材センター」からの改組以前に、既に常勤役員であったものについては、なお、従前の例による。

附則

1. 本規程は、平成11年10月1日から適用する。
2. 顧問及び参与の退任に当たっては、その役職の態様により、常勤役員に準ずる処遇を相当とする場合は、本規程を準用する。

但し、常勤役員であった者が、顧問又は、参与になり退任した場合にあつては、退職慰労金の支給は、行わないものとする。